

診療所開設届出事項中一部変更届出書の記載要領

事 案	厚生労働省令で定める開設届出事項を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第4条第3項、医療法施行令第4条の2第2項		
提出期限	変更後10日以内	様 式	10
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	(1) 開設者・管理者の住所・氏名の変更：運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し（表面のみ） (2) 敷地面積の変更：新旧敷地平面図 (3) 建物の構造概要の変更：新旧建物平面図 (4) 麻酔科標榜許可書の写し（麻酔科を標榜する場合：原本照合必要） (5) 歯科技工室：新旧建物平面図 (6) 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数：新旧建物平面図（病床配置が記載されていること） (7) 新たに従事する薬剤師の免許証の写し（薬剤師が勤務する場合：原本照合必要）		
提出部数	2 部		
手数料	なし		

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄 ※変更後のものを記入	[医師開設の場合] ■ 開設者住所には、開設者である医師又は歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 氏名には、開設者である医師又は歯科医師個人の氏名を記載する。 ----- [非医師開設の場合] ■ 開設者住所には、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 氏名には、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。
1. 開設者の住所・氏名 ※変更後のものを記入	[医師開設の場合] ■ 診療所開設届出書の開設者の住所・氏名（変更があった場合には届け出た開設者の住所・氏名）を記載する。 ■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。 ----- [非医師開設の場合] ■ 診療所開設許可書の開設者の住所・氏名（変更があった場合には届け出た開設者の住所・氏名）を記載する。 ■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。
2. 診療所の名称 ※変更後のものを記入	■ 診療所開設届出書又は開設許可書の名称（変更があった場合には届け出た名称）を記載する。
3. 開設の場所 ※変更後のものを記入	■ 診療所開設届出書又は開設許可書の開設場所（変更があった場合には届け出た開設場所）を記載する。
4. 診療科目 ※変更後のものを記入	■ 診療所開設届出書又は開設許可書の診療科目（変更があった場合には届け出た診療科目）を記載する。
5. 変更事項	■ 該当する変更事項欄の□にレを記載する。
6. 変更理由	■ 変更理由を詳細に記載する。
7. 変更年月日	■ 変更した日を記載する。

## 診療所開設届出事項中一部変更届出書の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
①開設者・管理者の住所・氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開設者・管理者医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。</li> <li>■ 氏名は、開設者・管理者医師個人の氏名を記載する。</li> </ul> <p>※ 開設者の交代については、廃止・開設手続きが必要。</p>
②診療所の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療法に違反する名称でないこと。</li> <li>■ 原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目</li> <li>■ 原則として、地名を使用しないこと。</li> <li>■ その他、医療広告ガイドラインに反したり、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められない。</li> </ul>
③開設の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</li> <li>■ ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。</li> </ul> <p>※ 住所の変更は、廃止・開設手続きが必要。</p>
④診療科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医療法第6条の6、施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20. 3. 31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知)</li> <li>■ 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可証の写しを添付する。(原本照合が必要)</li> </ul>
⑤開設者が他に開設、管理又は勤務する病院、診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該診療所以外に、他に病院、診療所を開設している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。(別途許可が必要)</li> <li>■ 当該診療所以外に、他に病院、診療所を管理している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。(別途許可が必要)</li> <li>■ 当該診療所以外に、他に病院、診療所に勤務している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。</li> </ul> <p>※ 同意書には、開設管理に同意する旨と、病院等での勤務時間及び開設管理する診療所の診療時間が記載されていること。</p>
⑥同時に2以上の病院又は診療所を開設する場合その旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設することは、原則認められないので、保健所との事前協議が必要。</li> </ul>
⑦従事者の定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定員とは、開設者が定めた医療を提供するために必要な人員を記載する。(療養病床にかかるものを除く)</li> </ul>
⑧敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 診療所にかかる敷地面積を記載する。(小数点第2位まで)</li> <li>■ 敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。</li> </ul>

診療所開設届出事項中一部変更届出書の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
⑨建物の構造概要及び平面図 変更内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 該当する変更事項欄の□にレを記載する。</li> </ul>
⑨-①新・増築	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。(小数点第2位まで)</li> <li>■ 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。(小数点第2位まで)</li> <li>■ 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。</li> </ul>
⑨-②建物の除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。</li> <li>■ ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。(小数点第2位まで)</li> <li>■ 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。(小数点第2位まで)</li> <li>■ 変更面積は、新旧の差し引きした面積を記載する。</li> <li>■ 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。</li> </ul>
⑨-③各室の用途変更 改造	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設ごとに新旧の室名を記載する。</li> <li>■ 改造により施設の区画が分割・統合する場合は、区画ごとに床面積の小計を記載する。</li> </ul>
⑩歯科技工室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、その概要を記載し、また、有無を○で囲む。防塵設備、その他必要な設備(技工台、モデルトリマー、レジン重合器、鑄造器、技工用エンジン等)が設けられていること。(施行規則第16条第13号)</li> </ul>

診療所開設届出事項中一部変更届出書の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
<p>⑪病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 用途変更により病室から他施設へ変更した場合についてもその病床増減を記載する。 (病室名)</li> <li>■ それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 (病床数)</li> <li>■ 1病室あたりの病床数を記載する。 (床面積)</li> <li>■ 建築基準法による床面積(壁芯)を記載する。 (内法床面積)</li> <li>■ 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4.3㎡以上とすること。(療養病床にあつては、患者1人あたり6.4㎡以上とすること)</li> <li>■ 有効内法床面積の算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 (1人あたりの有効床面積)</li> <li>■ 患者1人あたりの有効床面積(内法)を記載する。 (採光面積)</li> <li>■ 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。 (開放面積)</li> <li>■ 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがつて換気設備を設けている場合はこの限りではない。</li> </ul>
<p>⑫薬剤師の氏名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該診療所に薬剤師が勤務する場合、その薬剤師の氏名を記載する。</li> <li>■ 医師が常時3人以上勤務する場合、専属薬剤師が必要(法18条)</li> </ul>
<p>⑬診療所に従事する医師・歯科医師の氏名、担当診療科目、診療日、診療時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理者を含む、当該診療所に従事する医師・歯科医師の氏名、及びそれぞれの診療科目、診療日、診療時間を記載する。</li> <li>■ 診療日は該当する欄に○を記載する。</li> <li>■ 診療時間は、午前・午後に分けそれぞれ記載する。</li> </ul>
<p>⑭診療所の診療日・診療時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 該当する診療日に○を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。また休診日を記載する。</li> </ul>
<p>⑮その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上記以外の変更事項を届け出る場合</li> </ul>

## 診療所開設届出事項中一部変更届出書の記載要領

添付書類の留意事項	
開設者・管理者の住所・氏名が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 変更後の開設者・管理者の住所・氏名が確認できる書類を添付する。 (例)・運転免許証の写し ・マイナンバーカードの写し(表面のみ)</li> </ul>
敷地平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 敷地部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。</li> </ul>
建物平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。</li> <li>■ 寸法、面積及び各室名を記載する。</li> <li>■ 洗面台等の固定物は実線記載する。非固定物は点線で記載する。カーテンレール・ベッドは1床当たりの面積やプライバシーの確保状況を確認する参考として点線で記載する。(ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可は不要)</li> <li>■ 診療所面積を記載する。</li> <li>■ 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。</li> <li>■ 床面積は、建築基準法による床面積を記載する。</li> </ul>